

多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金 活動に取り組む皆様へ

渇水時における応急措置について

少雪の影響などにより、県内で農地等への用水供給が困難な地域がでています。

移動式ポンプによる配水など応急措置にあたっては、その作業日当、リース代、燃料代、機械運搬費について、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用することが可能です。なお、交付金が交付されていない場合等により資金が不足する場合は、立替払い等に対応のうえ、交付金の交付後に充当してください。

支援対象

異常気象前後の見回りや応急措置

農地や農地周りの水路の見回り

見回りの結果、農用地に障害が生じるような場合、必要に応じて応急措置(移動用ポンプによる配水等)を行う(ただし、多面的機能支払交付金は、恒常的に掛かる農業水利施設の運転経費に交付金を充てることはできません)

※ 活動実施にあたっては、組織内の合意を得ておくことが重要です。

中山間地域等直接支払の場合で当該用途が協定書内に明記されていない場合は用途を明記し市町村に届け出てください。

お問合せ先

県庁	農村計画課	023 - 630 - 2218 (多面的機能・中山間直払)
村山総合支庁	農村計画課	023 - 621 - 8261
最上総合支庁	農村計画課	0233 - 29 - 1339
置賜総合支庁	農村計画課	0238 - 35 - 9055
庄内総合支庁	農村計画課	0235 - 66 - 5554
各市町村	多面的機能支払交付金担当課 中山間地域等直接支払交付金担当課	

詳しくは、市町村担当課又は県総合支庁農村計画課にご相談ください。